



生物多様性と自然生態系の研修会が美馬森林組合で

記者：村上英司（西部総合県民局林業振興担当技術課長補佐）

【テーマ：林業と生物多様性～持続可能な森林経営とは～】



研修会の様子



アンケートも熱心に

徳島県では、現在6,600ha余りの森林が、「緑の循環認証会議」による「SGEC “緑の循環”森林認証」を取得しています。その中で、美馬森林組合は、平成19年12月26日に認証を取得し、3,714haの認証森林を管理しているところであります。その活動の一環として、去る2月9日「生物多様性研修会」を実施し、林業と生物多様性の関りについて学び「持続可能な森林経営」についての理解を深めました。

研修では、「徳島県ビオトープ・アドバイザー派遣事業」による講師派遣を受け、30名の中職員が参加されました。「自然生態系」「生物多様性」「持続可能な社会」など、普段には馴染みが薄いテーマや内容でしたが、どなたも熱心に取り組まれました。

「SGEC “緑の循環”森林認証」の制度は、日本の森林環境を守ることを目的としています。基準としては、世界的に推奨されている「モンリオール・プロセス」の考えを基に、日本の現状に合わせて作られた国際性を持つものとして、次の7つが設けられています。

基準一：認証対象森林の明示およびその管理方針の確定、基準二：生物多様性の保全、基準三：土壌および水資源の保全と維持、基準四：森林生態系の生産力および健全性の維持、基準五：持続的森林経営のための法的、制度的枠組、基準六：社会、経済的便益の維持および増進、基準七：モニタリングと情報公開 詳しくは「<http://www.sgec-eco.org/>」をご参照ください。

以下に、研修後のアンケート結果の一部をご紹介します。今後もこれらの成果を生かし、県民の皆様にもご協力をいただきながら、森林環境の保全と持続可能な森林経営の普及に努めてまいります。

研修会に参加すると前と後で、あなた自身に変化は？（それはどのような？）

A：自然との共存共栄をしていきたい。B：天然林は、それなりの役目があること。D：さらに関心がでてきた。E：自然に対する接し方が変わってくると思います。G：個人レベルの向上より、事業体レベルのスキルアップが必要と感じた。H：漠然としたイメージであったが、少し理解できた様に思いました。I：これから、勉強、情報を集めようと思いました。J：林業もまた自然の営みから逃れることのできない産業であり、改めてそこに携われることの重要さと楽しさを再確認できた。M：これといってなし。N：林業現場で働いている人よりも、その基本設計に関わっている人に理解してもらわなくてはいいですね。O：今変化はわからない。P：頭の中が混乱しています。ゆっくり考えたい。Q：多少、生態系について知識がついた。R：間伐作業や作業道など、山の中に入って何かしら手を加えると、自然環境が変わってしまうのかな？山の腐葉土の大切さがわかった。S：今の仕事は生物多様性にはなっていないと思ったが、自身何かを変えるところまではいい状態。T：どのような物でも命があること。V：わからない。W：内容をもう少ししばってほしい。X：仕事をする上での自信につながると思います。

生物多様性基本法に期待

記者：樫本幸実（会員）

【日本ビオトープ管理士会ニュースレター(日本ビオトープ管理士会)より引用】

昨年の平成20年5月28日、ついに「生物多様性基本法」が成立しました（公布・施行は平成20年6月6日）。この法律は、国や都道府県はもちろん、市町村においても生物多様性戦略を作成し、長期目標を掲げることとするなど、今までにない画期的な内容となっています。

しかし、そのことは必ずしも生物多様性の現状改善を約束するものではありません。法律が生かされるかどうかは、国や地方自治体が確実な予算措置を執るとともに、企業、NGO、国民の一人ひとりが生きものの大切さをきちんと理解した上で、各主体が質の高い取り組みをどれだけ多く実施できるかということにかかっています。

この基本法の注目すべきポイント、あるいはこれまでの他の法律より一歩前進した点として、大きくは以下の7つをあげることができます。

人類は生物の多様性がもたらす様々な恵みを受けることで生存していること、それ故、生物の多様性は人類の存続基盤であるということが、法律において明示された。（前文）

国において生物多様性国家戦略が策定されているが、都道府県や市町村においても「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならないとされた。（第13条第1項）

国、都道府県および市町村の生物多様性戦略には「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」を掲げなければならないとされた。（第11条第2項、第13条第2項）

エコロジカル・ネットワーク（ビオトープ・ネットワーク、生態系ネットワーク）の形成、即ち、生物多様性の保全上重要な地域について、個別にバラバラで保全するのではなく、野生生物の移動に見られるような有機的なつながりを確保しつつ、一体的に保全していくこととされた。（第14条第3項）

生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業実施の直前ではなく計画の立案段階から、事業の位置の変更等の検討が適正に検討されるよう、国として、必要な措置を講ずるとされた。（第25条）

民間団体や事業者が行う自発的な活動が促進されるよう、国としてそのために必要な措置を講ずるとした部分において、ナショナル・トラスト活動がその例として示された。（第21条第3項）

生物多様性保全等を進めていく上で必要な法制上、財政上、税制上の措置を、政府として講じなければならないとされた。（第8条）

書籍紹介

記者：榎本幸実（会員）

【IPEJ Journal Vol.21 2(日本技術士会)より引用要約】

特徴は、生態系生態学に関連する基礎的な知見をわかりやすく、人間活動が生態系や環境に及ぼす影響及び自然環境の保全や利活用技術について、著者の業務経験などに基づく基本的な自然環境保全業務や里山保全活動の事例について、本文中にコラムや章末のQ&A、演習問題、章のまとめをつけ、理解が深まるよう記述。（著者）

【環境生態学入門】

著者：青山芳之(株)青山環境研究所 / 発行：オーム社 / 価格：2,940円(税込) / 発行日：2008年4月

現在は、科学や技術が細分化され、全体像が見えにくくなっているような気がします。細分化されたことの総合化・統合化は、本質を理解するためにはとても大切だと考えます。すなわち、学問の横のつながり(連携化)をもって研究すべきだと考えます。そこで本書は、環境問題と生態学を題材として、これらの関連性を意識しながら作成しました。環境生態学で明らかになる本質とは「つながり」です。著者：青山芳之 技術士(建設/衛生工学/環境/総合技術監理部門)

ビオトープ・ナビ Q&A コーナー

記者：犬伏潔（会員）

【Q(質問) Tさん(読者)】

ある雑誌で、住民が多自然型工法で河川の補修をしている記事がありました。川の両岸に石を積むのですが、その間にクローバー等の種を詰めた泥を詰めると説明がありました。クローバー等の外来植物を入れてもいいのでしょうか？(もうクローバーやタンポポは日本全国に広まっているから?) こういう場合、日本に古くから自生している植物で何が適しているのでしょうか？

【A(回答) 専門家の指導を忘れずに】

「多自然型川づくり」の考え方は、すべての川づくりの基本であることから、モデル事業のような誤解を与える「型」から脱却し、普遍的な川づくりの姿として「多自然川づくり」へと展開しています(参考までに)。

多自然川づくりの定義は、「河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出...略」となっています。一般的な工法は、

近辺の土を用いて植物は用いず自然再生に委ねる。

止むを得ない場合は、野芝等の根の成長が早く、また強固にからむ植物を使う。

再生するまで土が露出したままなので、自然再生が待てない場合に限って初期的な被覆工を施します。したがってクローバー等は、治水も考える河川では対象になりにくい植物です。住民が工事しているようなので、河川ではなく水路ではないかと推察されます。ガーデニングの延長線上の取組かも知れませんね。

注意しなければならないのは、「多自然川づくり」が「不自然川づくり」にならないように...つまり、私たちビオトープ管理士も、自分の専門外のことは、各分野の専門家に指導を仰ぐことを忘れてはいけません。

以下、何点かの疑問に対する回答です。

クローバー等の外来植物を入れてもいいのでしょうか？ 誰が判断するのが問題ですね。罰せられることではないですが、「多自然川づくり」となると入れるべきではないでしょう。 **何が適しているのでしょうか？**

場所や周辺の環境を見ないとわかりません。日本に古くから自生している植物で何が適しているのでしょうか？ 「日本に」ではなく、正しくは「その場所」にですね。 **自分でも、やはり繁殖力の高いモノ(外来種)を入れて** 繁殖力よりも、種子が入りやすいのが理由かもしれませんね。自然環境中での使用は、その場所が種子の供給源となって拡散することが危険です。事業者、設計・施工者、住民等関係者には、専門家の指導を仰ぐことが望まれます。補足ですが、土にも要注意。

ビオトープ・ナビ 雑学コーナー

記者：榎本幸実（会員）

【雑草と外来種】

「名もない雑草」とよく耳にしますが、正しくは「名を知らない植物」ですよね。でも、雑草と野草は違う？何が違うのでしょうか？いろいろな文献等から少し整理してみましたので、一部を紹介します。

山野草：原野や山地に自然に生えている野生の植物

人里植物：耕地以外の人間による攪乱地に生育する植物

耕地雑草：田や畑に種を蒔かれた作物以外の植物

有害雑草：作物の収量を減す又は質を落とす植物

帰化植物：史前帰化植物 / 旧帰化植物 / 新帰化植物

移入植物：他の場所から人為的・偶発的に侵入した植物

外来植物：外国から人為的・偶発的に侵入した植物

侵略的外来種：在来野生生物や生態系に危機を招く種

特定外来生物：特定外来生物法に定められた動植物

(一般的には、移入も外来も同意として扱われるが、特定外来生物法では外来とは海外起源の種を指す。)

簡単には上記のようなことですが、どうも雑草と言うのは、耕作に邪魔な植物を意味するようです。そして、その中には、帰化植物も多く含まれています。その理由は、イネ科の帰化植物は稲作文化とともに中国大陸から、キク科帰化植物は、麦作文化とともにヨーロッパからというのが通説のようです。

注意しなければならないのは、特定外来生物です。これは、海外起源の外来生物で、生態系、人の身体・生命、農林水産業への被害を及ぼす又は及ぼすおそれのあるものの中から指定されます。そして、指定された種の飼養、栽培、保管、運搬、輸入等が規制されており、違反すると懲役又は罰金が課せられます。

余談ですが、秋の七草のひとつで絶滅危惧種にも指定されているフジバカマ、実は奈良時代に香花として中国から持ち込まれたという説も。また、地域絶滅が心配されているメダカは、稲作文化とともに中国から渡ってきたことはよく知られています。ただ、いずれも史前帰化の扱いですから、生態系の一員ということのようです。

これらのことを考えると、帰化とか外来とか希少種とか、なかなかややこしい話になってしまいます。しかし、基本は、地域生態系の攪乱や質的劣化を引き起こすおそれがあるかないかをよく見極めることが重要だと言うことですね。原則的には、**特定外来生物、侵略的外来種、新帰化植物(江戸末期以降移入)は要注意**で、ビオトープの保全や復元、再生や創出の際には、事前に充分な調査と確認をすることが必要です。詳しくは、自己学習で。

編集後記

読者の皆様のご寄稿大歓迎！ ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の活動やお仕事、日常生活を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。 編集：榎本